

むつ市議会第266回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和7年12月12日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第67号 むつ市監査委員条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第68号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 第3 議案第69号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第70号 むつ市子ども夢育成基金条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第71号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第72号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第73号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第74号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第75号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第77号 むつ市交通安全条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第78号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第79号 むつ市税の徴収等の特例に関する条例を廃止する等の条例
- 第14 議案第80号 指定管理者の指定について
(下北文化会館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第15 議案第81号 指定管理者の指定について
(大畑中央公園の指定管理者を指定するためのもの)
- 第16 議案第82号 指定管理者の指定について
(むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第17 議案第83号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧野外6施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第18 議案第84号 指定管理者の指定について
(むつ来さまい館外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第19 議案第85号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第20 議案第86号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合

事務組合同規約の変更について

- 第21 議案第87号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第22 議案第88号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
- 第23 議案第89号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第24 議案第90号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第91号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第92号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第93号 むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第94号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
- 第29 議案第95号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
- 第30 報告第30号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第31 報告第31号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

【議員派遣】

- 第32 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	高橋	征志	4番	濱田	栄子
5番	杉浦	弘樹	6番	櫻田	秀夫
8番	白井	二郎	9番	富岡	直哉
10番	村中	浩明	11番	野中	貴健
12番	佐藤	広政	13番	東	健而
14番	中村	正志	15番	井田	茂樹
16番	浅利	竹二郎	17番	岡崎	健吾
18番	佐々木	隆徳	19番	佐賀	英生
20番	大瀧	次男	21番	佐々木	肇
22番	富岡	幸夫			

欠席議員（1人）

7番	住吉	年広
----	----	----

説明のため出席した者

市長	山本	知也	副市長	吉田	真久
副市長	齋藤	友彦	公営企業 管理者	吉田	和久
代査委員	氏家	剛	総務部長	松谷	勇
政策推進 部長	小笠原	洋一	財務部長	吉田	由佳子
市民生活 部長	石橋	秀治	健康福祉 部長	斉藤	洋一
健つ推健福 次	高橋	嘉美	こみどり 子ども mildes skoffice にりつ こ長	菅原	典子
農林水産 部長	一戸	義則	商工観 光長	山崎	学
まちづくり 推進部長	木下	尚一郎	会管 理計者	中村	智郎
選挙管理 委員会 事務局長	野坂	武史	監査 事務局 員長	澁田	剛

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第31 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第67号

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第67号 むつ市監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。

これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第68号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 議案第68号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、9番富岡直哉議員。

○9番（富岡直哉） 議案第68号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について質疑いたします。

今回の改正では、実費支給を原則とする内容の改正となっておりますが、そのように改正を行う理由は何であるのか、また従来方式では何か課題が生じていたのか、まずはこの点についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正及び県職員の旅費条例の改正を踏まえまして、近年の物価高騰や働き方の多様化といった社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、実費精算による公平で適正な旅費支給を実現するため、改正をするものでございます。

従来定額支給による方式では、近年の宿泊費の実勢価格との乖離があり、特に都市部や繁忙期におきましては、支給額内での宿泊場所の確保に困難が生じておりました。今回の改正によりまして、実費支給を原則とすることで円滑に公務を遂行できることができる環境が整うこととなります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 今回の改正の大きな変更点として、職員等へ支払う場合と直接旅行業者へ支払う場合を選択できるようになっておりますが、その選択基準というのはどのような基準で運用されていくのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

職員等へ支払う場合と直接旅行者へ支払う場合の選択基準につきましては、国や県の取扱いを踏まえまして、来年4月1日の施行日までに具体的な運用マニュアルを定めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 4月までに整えるということでありましたけれども、今回の改正では適用範囲が非常に広範囲に及ぶものというふうに認識しておりますが、最後にその影響額について、現時点で把握している範囲でお答えいただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

今回の改正に伴いまして、宿泊費を上限つきの実費支給とすることや宿泊手当の新設等、旅費額の増額が見込まれる種目の一方で、日当の廃止等、旅費額の減少が見込まれる種目もございます。

旅費総額に及ぼす影響額につきましては、現行制度における宿泊料が定額支給ということもあり、現行制度との比較をすることは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これで富岡直哉議員の質疑を終わります。

次に、3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 私も旅費条例の一部改正につきまして、2点お尋ねいたします。

1点目ですけれども、国の法律ですとか県の条例の改正に伴ってということでしたけれども、この市の条例の改正の内容や基準というのは、国や県に全て準じた形になるのでしょうか。市独自の部分があるのかお答えいただきたいと思ひます。

2点目ですけれども、これまで旅費については、具体的金額は条例に明記されておりました。それは、条例にすることで議会を通す仕組みになり、行政が都合よくといいますか、そういうふうに見られないように、金額を改正できないようになっていたということだと理解しております。今回詳細を規則に委任することになっておりますけれども、そちらの妥当性について見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

最初に、国や県に準じた形になるのか、市独自の部分はあるのかについてお答えいたします。旅費支給に関しまして、社会経済情勢の変化への対応の必要性を鑑み、国の旅費法や県の旅費条例の改正内容に準じた改正となっており、市独自の規定等はございません。

また、委任することの妥当性についてお答えいたします。旅費の金額につきましては、県に準じて規則に委任することとしております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 旅費条例の適用は、我々議員もそうですけれども、市の職員も当然出張に行く際適用になるわけですからけれども、職員の出張のことを想定して質疑いたしますけれども、万が一宿泊費の上限を超えたときはどのような対応になるのかということと、上限額なのですからけれども、あくまで上限額だと思いますが、これは毎年見直しというのは行うのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 職員の旅費の上限額は定めておりますけれども、その際の出張の状況を見まして、どうしても上限を超える場合であれば、その内容が本当の上限を超えた中での最低価格であるとかというのを調査しまして、適正であれば支給をさせていただくということになるかと思ひます。

います。

また、見直しにつきましては、こちらには国・県に準じているということでこれまでも進めてまいりましたので、今回県のほうで規則の改正等があれば、それに倣って市のほうも改正していくということになろうかと思えます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 上限を超えたときはケース・バイ・ケースでということだと思いますけれども、仕事で出張に行くのに、上限額を超えて自己負担が出るというのもまたおかしい話だと思いますけれども、片や毎回のようには上限額を超えて追加支給ということで、本来イレギュラーな取扱いがずっと続くというところもおかしいと思いますので、その辺はしっかり対応していただきたいと思えます。

最後なのですけれども、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に当たっては、衆議院の財政金融委員会というところで、旅費の不正支給、不正請求について議論がなされていきました。旅費の不正請求があった場合の当市の対応についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 今までであれば、市の旅費の支給というのは基本的に概算払い、出張に行く前に支給する形でありましたけれども、今後は金額実費払いになり、基本的には精算払いということになりますので、不正請求ということは今まで以上に起きない可能性がありますし、そのところは基本的に公務員でありますし、特別職の非常勤職員もありますけれども、そういったところも私の中でしっかりと徹底するよう周知してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第69号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 議案第69号

むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第70号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第70号

むつ市子ども夢育成基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、11番野中貴健議員。

○11番（野中貴健） 議案第70号 むつ市子ども夢育成基金条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

これは、当該基金を新たに不登校支援の財源として活用できるよう、その用途を追加するほか、所要の条文整備をするためのものでもありますけれども、このことについて3点質疑いたします。

1 点目、この条例の第5条に用途目的として、
(1)、文化、芸術又はスポーツの競技会、大会等に参加する小学生及び中学生を支援する事業、
(2)として、小学生及び中学生の研修派遣事業がありますけれども、ここに不登校の小学生及び中学生の社会的自立を支援する事業を目的として追加する予定でありますけれども、その追加に至った経緯をお聞きたいします。

2 点目として、ちょっと質疑の趣旨があれですけれども、私令和3年12月のむつ市議会第250回定例会において一般質問でもお伝えしたのですが、小・中学生の任意大会等の支援が当時なかったのですけれども、その辺は現状どのようになっているのか、またその議論はなかったのかお伺いいたします。

3 点目として、さらに用途の拡大として、市内に住所を置く高校生への競技会や大会等への支援の考えはないか、この3点をお聞きたいします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） まず、社会的自立支援をする事業を加えた経緯について答弁いたします。

学びの多様化学校の設置を表明して以降、市民の皆様から不登校児童・生徒への支援や寄附の申出の声が寄せられており、こどもたちへの支援の機運が高まっていることを感じておりました。

また、教育委員会では、これまで学びの多様化学校の先進地を視察し、基金を設立して地域と共同しながら学校運営を行う事例を数多く拝見し、当市に設置予定の学びの多様化学校等におきましても、こうした先進事例を学びつつ、市の財政負担を軽減し、持続可能な取組が必要と考えておりました。以上のことから、本条例の改正についてご提案させていただいたところでございます。

次に、小・中学生の任意大会の支援体制についてであります。本条例ではむつ市に住所があり、市内に在住している小・中学生が県大会を勝ち上

がり、東北大会以上の大会へ出場する場合に、大会にかかる経費の2分の1を支援しております。

なお、大会の主催者は、例えば中体連かどうかなどは問わないこととしております。

最後に、市内に住所を置く高校生への大会支援の考えはということですが、教育委員会では所管している小・中学生を対象に補助を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） まず、1点目のほうですけれども、今不登校児童に対しての支援の寄附といたしますか、そちら募っていることでしたけれども、ではそれを今後この条例が可決された場合、その用途として、支援内容としてどういうことを想定しているのかお聞きします。

2点目のほうは分かりました、今いろんな大会にも使えるということで。

3点目なのですけれども、先ほど部長からもありましたとおり、私からいえば、所管が違うとはいえ大事なむつ市民です。例えばJOC、ジュニアオリンピックカップなどに出場できるのに、その参加費や旅費の補助がないために自己負担できず断念する生徒がいるとも伺っております。

この条例の第1条に、「子どもたちの夢をはぐくみ、未来の可能性を支援する」とありますので、将来的にもぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。2点お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） まず、基金の用途の具体的な内容についてであります。学びの多様化学校はじめ教育支援センターや学校内にある校内支援センターなどの備品購入に充てたいと考えております。

もう少し具体で申しますと、例えばクッション

であったり、ソファであったり、居心地のよい空間づくりのために必要なものを購入できればと考えております。

次に、高校生の支援についての改めてのお尋ねですが、「むつ☆かつ」が始まって以降、県大会を勝ち上がる事例が、特に団体競技で多くありまして、この補助額のほうも「むつ☆かつ」が始まる前と比較しますと、倍ぐらいの額まで補助金が決算として出ております。

教育委員会といたしましては、まず現状の小・中学生の支援をこれまでどおりできるような形を第一に考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これでは野中貴健議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） むつ市子ども夢育成基金条例の一部を改正する条例につきまして、質疑をさせていただきます。

一部野中議員と重複しておりますので、その辺を気をつけながら、気にしながらお聞きしたいと思っておりますけれども、まずこの条例が当初できたときの議論を思い出してみますと、たしか東北大会なり全国大会に出場が決定してから、その都度予算編成をしないといけないということで、補助金の過不足が生じるような場面があるので、当初から補助するための安定的な財政基盤をつくるためということで始まったというふうに記憶しておりますし、またその第1条のところを見ますと、子どもたちの夢をはぐくみ、未来の可能性を支援するためのものということで理解しているのですが、今回やろうとしている部分についても、条例の意味合いには合致しているような気もしますが、反面条例の趣旨に合致しているのだろうかというふうな疑問も感じております。

今の野中議員の質疑の中でも、それであれば、

それこそ当初予算で十分見ればいいのではないかなという気もしますし、この条例とは別なような気もしますけれども、まずはその部分についてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 本条例では、議員ご指摘のとおり子どもたちの夢をはぐくみ、未来の可能性を支援することを目的としております。今回の条例改正では、不登校児童・生徒の社会的自立を支援することを新たに加えており、こどもたちの未来の夢への実現を後押しするものであり、基金の目的と合致するものと考えております。

こどもたちの学び方は、一層多様化しており、とりわけ不登校支援におきましては、社会的自立を見据えた一人一人の状況に応じた支援が求められております。教育委員会といたしましては、基金を活用しつつ、全てのこどもに多様な学びの場を保障し、夢を応援し、健全な育成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） そうしますと、先ほどの説明では備品の購入というようなお話をされていましたが、備品の購入であれば、ある程度購入してしまえば、それほどその都度、その都度出てくるものはなかなかないのかなというふうな感じも受けています。

そうすると、こどもたちが遠征するときには2分の1の補助ということですが、備品購入の場合は100%ということになるとは思いますけれども、そうすると、どうなのでしょう、その部分考えたら、予算編成はまだ後でしょうけれども、現状以上にどれくらい基金として積み増ししなくてはならないというふうな部分、現時点では考えていますか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

まず、基本的な備品については、予算の中で要求して、きちんと予算化して購入したいと考えておりますが、例えば学びの多様化学校などの先ほど説明したクッションであったり、ソファであったり、そういったものは必ずしも必要かと言われると、そうではないものももしかするとあるかもしれませんが、こどもたちがそこで過ごすためにはあったほうが良いというものになるかと思っております。そういったものは予算の編成の中ではなかなか難しい部分もありますが、こういった基金を活用すれば、その寄附者の思いをかなえる形で購入が実現できるものかなと考えておりますし、また多様化学校以外で今各学校内にあります校内支援センターなども順次環境整備を整えていきたいと思っておりますが、一気に全部の学校に予算をつけて整えるということもなかなか難しい状況にありますので、そういった意味でも財政負担を抑えるという意味で基金を設立して、その思いのある方の気持ちを受け止めながら整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） その使い方なのですけれども、備品購入だけというのはちょっと残念な気持ちが出ていて、私最初これ見たときには、例えば支援をする事業、要は物ではない事業に対して使うのかなというふうに考えていたのですけれども、現時点では備品ということですが、私そちらより、だったら今言ったようなそういうための事業に使えるようにしたほうが良いと思いますが、そのような議論は現時点、あるいは将来的にはどんなものなのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 用途については、教育委員会の所感になりますので、教育部長から答弁をさせていただきます。

このむつ市子ども夢育成基金に学びの多様化学校の事業に対する用途をつけたというのは、背景には全国の学びの多様化学校を設置した自治体の事例を参考にすると、そういった先進的な事例に寄附をしたいという思いを持っている方がたくさんいらっしゃるって、そういった基金が欲しいということをお聞きしましたし、宮城県の上山市でもお聞きしましたし、宮城県の白石市でもお伺いしてきました。

そういった際に、新たに皆さん基金を立ち上げているのですけれども、夢基金とか、そういった名称が複数ありまして、今当市でも既に夢育成基金ありますので、基金、同じような名前が2つあると混同するのではないかとということもありまして、まず市が財政的に、そこに備品買うために基金に投入するというのではなくて、ほかの皆さんが支援したいという皆さんのための箱を用意するための条例だというふうにご認識していただければと思います。

この後教育部長から答弁しますけれども、備品買うためのということではなくて、今立ち上がりなので、運営費というのがまず来年度は発生しませんので、来年度のところでは多分備品が想定される観点から、そういうご説明をさせていただいているということですので、まず市の一般財源をその基金に入れて、学びの多様化学校に使うということではなく、ほかの民間の皆さんが支援をしたい、その箱をつくる、そのことがこの条例の目的であるというふうにご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） ただいま市長から答弁ありましたとおり、現状環境整備ということを念頭に置いておりまして、備品購入ということでご説明させていただいております。

なお、例えば何かしらの事業にというお話でしたが、学びの多様化学校につきましてご説明いた

しますと、今検討委員会のほうで学びの中身のほうを議論いただいておりますし、基本的には学校が始まってから、そこに通う子どもたちが行事について考えて、やりたい事業を行っていくというような趣旨で学びの多様化学校の運営を考えておりますので、事業につきまして、そこに通う子どもたちがやりたいことが出てきて、そのためにお金が必要になった場合はこの基金の活用についても検討していくことになるかと思っております。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 改正の意図とか、あとは事業の具体的な内容を通告していたのですけれども、そちらに関しては既に分かりましたので、確認のために1点質疑させていただきます。

先ほど野中議員からもご質疑ありましたけれども、当初の基金の目的が大会への参加の補助だということでしたけれども、今回改めて不登校支援ということが付け加わることによって、もともと想定していたスポーツ大会とか、芸術の大会への予算のほうが足りなくなってしまうと、当初の事業目的が達成できないということがあるのかなと心配しているのですけれども、その辺のことについて見解をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

現状現金寄附の場合は、寄附申出書というものを頂いております、夢基金の原資としてというような中身を記載いただいて、ご寄附いただいております。

今後は、この改正が通りました暁には、目的を例えば大会支援のための寄附なのか、不登校支援の寄附なのかというのをきちんと確認させていただきながら、その寄附額についても別に整理しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理

解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第71号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 議案第71号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第72号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第6 議案第72号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第73号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第7 議案第73号
むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 議案第73号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この乳幼児の健康診断を乳幼児健診で代替できるようにすることによって、どのようなメリットがあるのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

これまで保育施設に必要な健康診断は、嘱託医による健康診断、または保育施設が利用児童を医療機関へ送迎し、行っておりますが、今回の改正により、乳幼児健診の結果を代替できることで、保育施設の負担軽減につながるものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 多分直近の健康診断でいいというふうにしたのだと思いますけれども、家庭的保育事業の事業者の数と利用人数をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

現在市におきまして、家庭的保育事業を行う事業者はございません。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第74号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第8 議案第74号
むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第75号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第9 議案第75号
むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第76号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第10 議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第77号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第11 議案第77号 むつ市交通安全条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第78号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第12 議案第78号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第79号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第13 議案第79号 むつ市税の徴収等の特例に関する条例を廃止する等の条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、14番中村正志議員。

○14番(中村正志) むつ市税の徴収等の特例に関する条例を廃止する等の条例につきまして、質疑をさせていただきます。

今までの特例の8回を4回にするということですが、これ具体的にはどんな感じになるのか、まずはそれを教えていただきたいと思います。

○議長(富岡幸夫) 財務部長。

○財務部長(吉田由佳子) お答えいたします。

主な変更点といたしましては、まず固定資産税、市県民税の納付回数につきまして、8回から4回に変更となります。

変更に伴い、例年6月中旬までに市民の皆様へ新年度の課税情報をお知らせする納税通知書を送付しておりますが、令和8年度からの納税通知書は固定資産税が5月に、市県民税、国民健康保険税及び介護保険料が6月に届くようになります。

次に、納付時期につきまして、固定資産税が5月、7月、9月、11月、市県民税が6月、8月、10月、12月へ変更となり、支払い回数は減少いたしますが、年税額に変動はございません。

なお、国民健康保険税、介護保険料は現行のとおり8回のみとなっております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） もちろん年額は変わらないということなのですが、例えば市民税20万円、年間納めている人であると、今まで8回だから、1回分が2万5,000円でもよかった、それが今度からは5万円ずつとなるということだと思えるのですけれども、あとそれとは別に固定資産税を持っている人もいます。

これで何がちょっと気になるかといいますと、市民の皆様の中には、市民税はたくさん納めているけれども、固定資産税はそれほどでもないよという人もいれば、収入はほとんどないから、市民税は少ないけれども、固定資産税は持っているので、払わなくてはいけないというふうな方がやっぱりいらっしゃるのです。そうすると、1回の支払いが負担になるというふうな声がどうしても出てきているわけで、両方ある程度持っている人であれば、1回ずつの支払いは今までと変わらないのですけれども、そうではない人の場合は、その1回の支払いがどうしても重くなってしまうというのか、そういうふうに感じてしまう方がいらっしゃるのです。そういう話を聞きます。

なので、一般の会社に勤めている人だと、これ、それこそ毎月ということで平準化されているのですけれども、それが大きくなる。これは、意外と全体の納める額が一緒でも、1回の納める額が大きくなることで精神的な負担もありますし、その辺りについてのちょっと手当てが必要ではないかなというふう考えるのですけれども、その点については何か検討されていることはございますか。

しょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

税目によりまして、年税額に差があるという方もいらっしゃるかと思いますので、まずは今回の変更につきまして、御議決賜りましたら、市民の皆様にご丁寧な周知を繰り返し行ってまいりたいと考えております。

その上で、皆様に対しまして混乱を生じさせないように、計画的に納付のための備えをしていただくことをお願いしたいと考えております。

なお、どうしても納付のほうに難しいという事情のある方につきましては、税務課の窓口等で納税相談をしていただいて、現状を確認した上で状況に応じた分割納付などの対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 市税条例、市税の納期の変更ということで、2点質疑させていただきます。

単刀直入に、条例改正が遅過ぎると思います。納税に関する事ですから、市民の生活にとってすごく大事なことは必ずなのです。それなのに、条例の施行までたった4か月しかありません。総額は変わらないとはいえ、先ほど中村議員おっしゃいましたけれども、例年と違うタイミングで納付になります。納付書が届くタイミングも早くなりますし、1回で納める金額も増えるということで、短い期間しかなければ市からの情報を、たった4か月しかありませんので、見落とすこともあると思います。なぜこんなに遅くなったのか、正直言って疑問なのです。なぜもっと早く条例改正に着手しなかったのでしょうか。

もう一点です。周知が不十分であれば、市民に対して混乱を招くだけではなくて、やはり行政へ

の不信というところにもつながりかねないと思います。納税に関することなので、繰り返しますけれども、納める側の市民が知らなかったということがあってはならないはずだと思います。

僅か4か月しかない中で、先ほど丁寧なということがありましたけれども、具体的にどのような周知を図っていくおつもりでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 総枠は、私から答弁させていただいて、詳細は担当部長から答弁をさせていただきます。

なぜもっと早く条例改正に着手しなかったのか、端的に答えますと、標準化システムによる、これは国からのシステムのパッケージが来なければ対応できません。

また、県内で市税、固定資産税を8期割りしているのは、唯一むつ市だけです。ほかの自治体は地方税法で決められている4期割り、これで行っておりまして、ほかのところは改正しなくてもよくても、当市はそれをしなければいけなかったという事情がありますので、当市は今まで優しかった。ただ、この当市独自のシステムを改修するには、標準化ですので、全国の自治体が同じようなシステムを使ってくださいという中で、カスタマイズすることによって市民の負担がまた増えます。

また、地方税法は毎年改正されますので、そのたびに改修費がかさんでいきますので、このことを考慮するためにこの時間がかかったことについては、市が着手するのが遅れたということではなくて、国の、今同じように制度が動いていますので、そのことはご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） まず、条例改正に着手しなかったのが遅かったのではないかとということですが、このたびの条例改正の背景とい

たしまして、国が進める自治体システムの標準化がございます。市民の皆様への影響を考慮し、納期を8期のまま継続することが可能かどうか、費用の算出や各制度、所管省庁が定めております標準仕様書への適合など検討してまいりました。

このうち、8期のまま継続するための費用の算出には時間を要しました。その結果、導入時のシステム改修費用といたしまして、約1,400万円かかること、さらに令和8年度以降も税制改正等に伴うシステム改修費用が発生する可能性が高いことが判明いたしました。そのため、納期を変更することによる市民の皆様への影響と、現状を維持するためのコストの費用対効果について慎重に検討を重ねたところでございます。

最終的には、個人住民税と固定資産税の納期の重複を避けることで影響を抑えることは可能であります。現状を維持するためのコストを減らすことは難しい状況にございましたことから、納期を変更するという結論に至ったものでございます。

当市といたしましても、市民の皆様への影響を念頭に置き、慎重に調査、検討を重ね、条例改正につきまして本定例会に上程させていただいたものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市民の皆様への周知の方法についてお答えいたします。市民の皆様への周知が非常に重要であることは認識しており、本定例会で御議決賜りましたら、繰り返し丁寧な周知を行ってまいります。

周知方法といたしましては、定例記者会見や広報むつへの掲載、エフエムアジュールでのインフォメーション放送、市のホームページへの掲載、本庁舎、分庁舎及び市内各所へのチラシ、ポスターの設置のほか、むつ市公式LINE等のSNSでの発信を検討しております。

広報むつへの掲載に関しましては、4期への変更のお知らせを令和8年1月26日発行予定の2月号から、令和8年度納税通知書発送終了時期である6月号まで継続して掲載いたしますほか、5月号から翌年1月号までの毎号、納期限を迎える税目についてお知らせすることとしております。

また、むつ市外にお住まいの方に向けては、納付回数、納付月の変更について個別に文書で周知することとしております。

なお、納期の変更に伴い、納期限内での納付が難しい場合は、税務課窓口等で納税相談をしていただき、現状を確認した上で、状況に応じた分割納付などの対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 4期に変更になるというのは、国の標準システムに合わせたもので、なので基本的にシステムが新しくなることによって4期になると。今までどおり8期にしようとする、逆にカスタマイズが必要になって、1,400万円程度のコストがかかるのでということですよ。

それに関しては、合理的だと思いますので、いいのですけれども、標準システムの移行期限が今年度末、令和7年度末だということですが、法律の改正は令和3年の9月ですよ。この間、4年半期間があったわけですけれども、その上程の期間が今ぎりぎり4か月前だというのは、やはりちょっと理解し難いと思っております、国のシステムの標準化ですから、全国一律だと思うのです。県内ではむつ市だけかもしれませんが、全国の自治体では、もう既に1年前に条例改正をして動いている自治体もあります。

佐賀県の鹿島市という自治体では、議会の答弁にも載っているのですけれども、納税義務者の方に理解していただいて、納税していただくという必要がございますので、これについては私たち1

年間を通じて努力していきたいというふうを考えておりますということで、市民生活への影響が大きいため、他の自治体では、県内ではないかもしれませんが、全国の他の自治体では改正から施行日まで1年以上の期間を設けて周知の徹底を図っているということで、施行日4か月前の改正というのが法的には問題ないとしても、やっぱり道義的には大きな問題があるのではないかと考えています。

問題があると思っているか、ないか考えるか、それとこの原因です、どうしてこうなってしまったのかということについて、ちょっと改めて見解をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 高橋議員よく勉強されていると思いますので、他の自治体の事例を調べているのだと思いますけれども。

まず、標準化システム、全国同じようにやられているかと思われているかもしれませんが、それぞれの自治体で基幹システムのベンダー、いわゆる会社が違います。例えば青森県内でも令和7年3月から五所川原市がそのシステムに移行しております。A社というベンダーは、事前に対応しているところもありますけれども、当市で使っているB社。B社のシステムの標準化は、そのA社とは同じではございません。なので、ほかの自治体ができていても、B社のところではまだ対応できていなくて、標準化システムの税部分、いつから導入可能です、いつからシステムを稼働できますというものが、それぞれの自治体によって、ベンダーによって違いますので、標準化といえども会社が違いますので、一緒に走ることはできません。

そういった観点から、早くできている自治体もあれば、当市のように今、来年の3月に改正して4月からというところもありますので、そのことはご理解いただきたいと思います。標準化だから、

全国自治体が同じシステムを使って同じ会社でやるということはございませんので、ご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） そうはいつでも、ベンダーのあれがあったとはいえ、4年半前から変わるということが分かっている、それがベンダーの都合でぎりぎり4か月前になったからといって、仕方ないでは済まないと思うのです。

実際に納税する側の人は、その4か月の間に情報に触れられればいいですけれども、そうではない可能性だってあると思うのです。そのときに初めて知って、納付し忘れたとか、特徴であれば、口座にお金がたまたま入っていないということも、今までと違うタイミングですから、違うタイミングで違う金額が来るわけですから、ふだんの生活とは違うサイクルになるのです。そこを他の自治体は、そこまで含めて1年前に改正して、ちゃんと周知しているわけではないですか。

なので、今回はもう仕方ない、確かに仕方ないのですけれども、やはり今後同じようなことを繰り返されると困るので、この点についてはきちんと次に向けて私としては検証していただきたいのですけれども。その原因を分析して、次はこういうことがないようにしていただきたいのですけれども、その辺の検証とかそういったところについて、最後見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 既に検証は終わっております、8期のまま継続する、これをシステムのベンダーに幾らかかるのだというのを回答が来るまで待たなければいけません。何とか市民への影響を抑えるために8期でできないかというのを検討して、回答が来たのが今年度の途中でありましたので、そこまで条例改正して4期で市民の皆さんの負担を増やす、この決断を早くできればできたか

もしも抑えられなくても、何とか市民への影響を抑えるために、ベンダーの皆さんのシステム改修は、今年度の中で、いつになったら、8期でやったときどのぐらいかかるのかというのは、私たちの中では決められませんので、検証は既に終わっていて、市民への影響を減らすために何とか8期でできないかというのをここまで継続してきた。そういった中でもベンダーさんから1,400万円の改修費用、また今後の地方税法の改正によりまして、毎年度改正されておりますけれども、システム改修標準化にならなければ、もっと改修がかかりますよという判断は1年前にもできません。

そういったことから、市民への影響を最大限何とかしようという思いから、ここまでかかったというふうにご理解いただいてほしいなと思いますし、そのことに時間を要したということでございます。

初めから4期でいいです、全国の統一の4期でいいですと決められれば、何ら通知はすぐできると思いますけれども、市民の皆さんへの影響をどうするか、また先ほど来部長が答弁してはいますが、市民税と固定資産税をずらすとか、そういった手法がないかとかという検証をしっかりとした上で、今回こういった提案をさせていただいていると。4か月という時期の、高橋議員の短いというのはおっしゃるとおりでありますけれども、市としても市民の皆さんへの影響を抑えるための努力の結果だというふうに捉えていただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第80号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第14 議案第80号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、下北文化会館の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第81号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第15 議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、大畑中央公園の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第82号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第16 議案第82号

指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第83号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第17 議案第83号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、脇野沢瀬野牧野外6施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第84号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第18 議案第84号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ来さまい館外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。14番中村正志議員。

○14番（中村正志） いつもであれば、これむつ下

北観光物産館が入って3施設ということなのだろうと思いますが、今の状況も踏まえてだと思いののですが、それも踏まえての多分指定期間が1年だと思いののですが、その1年の理由をお聞きしたいなと思いの。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） むつ来さまい館外1施設の指定管理の指定期間1年間、こちらの指定期間の理由につきましてお答えいたします。

市はむつ来さまい館、むつ下北観光物産館、むつ市イベント広場の3施設につきまして、中心市街地の活性化や観光物産の振興、さらには市民の皆様との交流促進を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間におきまして、指定管理者制度を導入し、民間の活力を生かしながら管理及び運営を実施してまいりました。

令和8年度以降の指定管理者制度の導入につきましては、むつ下北観光物産館からむつまちなかオフィスへ用途を変更し、引き続き3施設一体での管理を検討しておりましたが、むつまちなかオフィスの運用につきましては、用途変更後に生じる課題の把握や運営費、こちらの推移を見極めるために1年間市の直営管理で管理を行うこととし、令和8年度はむつ来さまい館及びむつ市イベント広場の2施設を1年間の指定期間といたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第85号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第19 議案第85号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第86号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第20 議案第86号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第87号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第21 議案第87号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月18日をもって任期満了となるむつ市固定資産評価審査委員会の委員に石川大輔氏を選任することについて、議会の同意を求めためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は、これに同意することに決定いたしました。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第88号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第22 議案第88号 令和7年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番佐藤武議員。

○1番(佐藤 武) 2点お尋ねします。

1点目は、総務費の第1目のところですが、住民情報システム納税通知書印刷環境構築事業費のところですが、これについて委託料の具体的な内容と、増額補正が必要になった理由は何かお伺いしたいということです。

2点目は、13ページ、農林水産業費の第3目です。むつ市野菜等産地力強化支援事業費補助金、これについてですが、野菜等産地の所得控除及び産地力強化支援事業費補助金の使途及び増額が必要になった理由は何かお伺いします。

○議長(富岡幸夫) 財務部長。

○財務部長(吉田由佳子) お答えいたします。

住民情報システム納税通知書印刷環境構築業務委託料の具体的な内容についてお答えいたします。国が定める標準仕様に基づく全国統一の情報システムである標準準拠システムへ移行することが義務化されたことにより、当市では令和8年度から納税通知書及び納付書を標準準拠システムから出力することとしております。

納税通知書と納付書については、それぞれサイズなどが異なりますことから、別々に印刷することとなります。この別々に出力された帳票を納税義務者ごとにひもづけて組み合わせ、封入、封緘するためのソフトウェアを導入し、システム環境を構築するための業務委託を行うものでございます。

次に、増額補正が必要になった理由についてお答えいたします。当市の現行のシステムは、納税通知書と納付書が納税義務者ごとの連票となっており、これまでは帳票を組み合わせる作業は必要ないものでございましたが、標準準拠システムで出力した納税通知書の発送に支障のないよう、ソ

フトウエアの導入、印刷テスト、封入、封緘テストといった一連の準備を年度内に行い、業務効率化を図るために必要な経費でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） むつ市野菜等産地力強化支援事業費補助金の使途及び増額補正が必要となった理由についてお答えいたします。

当補助金は、野菜等産地の所得控除と産地力の強化を図るため、農業者などが取り組む高性能機械、高温対策資材などの導入に対し、必要な経費の一部を補助することで農業者の支援を行うもので、本補正におきましては、イチゴ生産者2名に対し、高設栽培資材などの省力化を伴う高性能機械の導入に対し、青森県の補助金を活用し、補助するものとなります。

増額補正が必要となった理由ですが、本年9月に青森県において当事業の追加希望調査があり、イチゴ生産者2名から活用の意向が示されたため、市から青森県に要望書を提出し、本年10月29日に補助金の内示を受けましたことから、イチゴ生産者2名に対し、むつ市野菜等産地力強化支援事業費補助金を交付するため、本定例会での増額補正となったものであります。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

次に、5番杉浦弘樹議員。

○5番（杉浦弘樹） 私も議案第88号 むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

13ページの第6款農林水産業費、第6目鳥獣対策費の2つの事業費についてお聞きしますが、まずは事業概要のほう、こちら2つとも説明をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

まず、天然記念物ニホンザル・カモシカ食害対策事業費につきましては、こちらは電気柵を設置することで、天然記念物ニホンザルによる食害を防ぐことを目的としております。電気柵につきましては、560メートル分の原材料費を計上しております。

次に、野生鳥獣生活環境被害対策事業費の概要ですが、本事業につきましては、市街地など人の生活圏に熊を近づけない環境整備を行うための放任果樹等の伐採費用の一部への補助金となります。放任果樹等の伐採費用への補助金につきましては、現在申請を受付中ですが、当初予算を超える助成希望が寄せられておりますことから、人の生活圏への出没防止のための短期的、さらには中長期的な熊対策の取組として、今回増額補正をしております。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） まずは、ニホンザル・カモシカ食害対策事業費ですけれども、これ電気柵の原材料費、設置に関して、要は国からの交付金があったと思うのですが、これまで補正予算でこういうふうな形で上がってきたことというのはなかったと思うのです。要は国からの交付金が途中であったというふうな事例というのは、私ちょっと記憶ないと思っておりました。なので、今回なぜこういうふうな形になったのか、その理由をちょっとお聞きしたいなというふうなことと、あとは野生鳥獣の被害対策事業費の部分なのですが、実際にこれ希望者が多いということで、事業のほう、今回またやるというふうな形ですけれども、受入件数のほうの想定、どれほどを想定しているのか、あとは事業期間のほう、そちらのほうを説明願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

まず、天然記念物ニホンザル・カモシカ食害対策事業費の追加となった経緯ですが、9月末に青森県から市に対しまして補助金の追加交付が可能であるとの連絡を受けましたことから、以前から設置の希望がありますニホンザル用電気柵の設置について、申請の順番や被害状況などを総合的に勘案しまして、今回302万4,000円の増額補正を行ったところであります。

野生鳥獣生活環境被害対策事業の放任果樹につきましましては、現在申請を受け付けてしております件数につきましましては52件となっております、許可をしている件数につきましましては22件、本数につきましましては受け付けているのが116本、既に許可しているのが49本となっております。

事業規模の想定としましては、今回補正予算をすることによりまして、約110本程度の伐採費用を想定しております。

そして、申請期間につきましましては現在行っている期間、令和8年2月28日までの申請期間につきましましては変更する予定はございません。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（杉浦弘樹） では最後に、ニホンザル・カモシカ食害対策事業について、電気柵の購入やこの設置時期のほうはいつなのか、また現在何件が電気柵設置を希望していて、今回何件ほど設置するのか、そちらのほう、最後お聞きします。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 設置時期につきましては、これから国に対しまして変更申請や交付決定がありますので、今年度3月中に設置をする方向で進めております。

今回の補正による設置戸数ですが、まずむつ地区が2か所を予定しております、こちらは210メートル、川内地区が1か所で200メートル、大畑地区が2か所の150メートルの合計5か所、560メ

ートルを予定しております。

残る要望数としましては、11月30日時点となりますが、むつ地区では4か所、約300メートル、川内地区が9か所の2,000メートル、大畑地区が3か所の約200メートルの合計16か所の約2,500メートルほど要望数として残ることとなります。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） これで杉浦弘樹議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 補正予算につきまして、2点お尋ねをいたします。

まず、1点目が衛生費の環境整備費の中の浄化槽設置整備助成事業費808万8,000円、これは年度途中での増額補正なのでありますが、当初は1,691万円ほどということで、半分近く増額補正ということになってはいますが、その要因について、まずはお聞きしたいと思います。

次に、公債費の長期利子2,871万1,000円についてであります、これ長期金利の上昇によりということなのですけれども、そうしますとこの長期金利の上昇が影響を与えるむつ市の長期債というのは、全体ではどれくらいあるのかということをお教え願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（小田晃廣） 浄化槽増設置整備助成事業費についてお答えいたします。

本事業は、生活排水による公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や集落排水施設が整備されていない区域において、単独処理浄化槽、またはくみ取り式トイレから合併処理浄化槽に設置替えする場合に要する費用の一部を補助するものであります。

当初予算では、5人槽12基、7人槽8基の合計20基分の設置工事と、それに係る宅内配管工事、

単独処理浄化槽等撤去及び事務費を含め1,691万6,000円を計上しておりましたが、年度途中の申請件数が当初見込みを上回ったことから、追加分として5人槽3基、7人槽7基の計10基分の設置工事と、それに付随する宅内配管工事等の事業費として808万8,000円を増額補正するものであります。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 歳出のうち、公債費、利子、長期債利子2,871万1,000円を増額補正の詳細についてお答えいたします。

長期債利子に係る増額補正につきましては、当初予算の積算時点において、令和5年度までに借入れを行った市債につきましては、利率を0.36%で見込んでおりましたが、現時点では1.298%となり、0.938ポイントも利率が上昇いたしました。

また、比較的直近となる令和6年度に借入れした市債についても、0.9%で見込んでいた利率が、現時点では1.2%と0.3ポイントも上昇するなど、国におけるゼロ金利政策の終了により、想像以上の金利の上昇となっております。これに伴い、年度末に償還予定の市債の利子について予算の不足が見込まれることから、このたびの増額補正となったものでございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 浄化槽のほうは、今年度不足したということで理解をいたしました。

長期金利のほうなのですけれども、私の理解があれなのか、そうすると市で借入れする長期債、これ結構変動金利のやつの割合もそれなりに大きいということなののでしょうか。固定金利なのかなというふうな部分も思っていたのですけれども、そうすると長期債の例えば固定金利と変動金利とかの割合というのは、今分かりますか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

令和6年度末の元金の現在高が360億2,772万3,000円となっておりますけれども、変動と固定の金利の割合については、ちょっと詳細今お答えすることはできませんが、一部5年据置きのもので借入れしているものもございしますが、大部分が変動金利となっております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 大部分が変動というのは、ちょっと私も承知しておりませんでした。私たちがよく見る資料だと、水道事業だと大体長期債のやつは全部載っていて、ああ何%だということをちょっと確認することできたのですが、そうなのですね、変動金利なのですね。

これやっぱり借り入れる場合は、変動金利のほうが有利なのでしょうね、多いということは。その辺り借り入れる際に変動金利、あるいはその固定金利選ぶのは有利か不利かということだと思うのですが、その辺りの長期債の借入れの市の考え方を教えていただけますか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 借り入れる地方債によりまして、借入先が異なります。例えば財政投融资という形で、財務省が特別会計で用意した借入れできる地方債もあれば、民間の金融機関から借り入れる地方債もありまして、それは借り入れる地方債によって国で決められております。

市中銀行から借りるものにつきましては、10年借換えの5年利率見直しで借りるものが大体ほとんどなのかなというイメージを持ってしまして、住宅ローンを借りる際も、変動金利のほうが安いのです。固定金利は、やはり長く利子を確定するものですから、利率的には上がっていると。これまでこの10年間ゼロ金利が続いていましたので、ずっと利率が上がってこなかったのも、変動金利でも大丈夫だと認識をしながら安いところで

借りていましたけれども、今後は長期利子が上がっていますので、そういった意味では借入れの仕方を検証していくことも必要になってくると認識しております。

これまではゼロ金利でしたので、そういった意味では変動金利で借りるのが一番安かった、利子を払うのが少なかったというふうにご理解いただければと思いますので、今後は利子の変動を見ながら借入れの手法、方法についても検討してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第23 議案第89号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第90号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第24 議案第90号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第91号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第25 議案第91号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、

総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第92号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第26 議案第92号
むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告があります
ので発言を許可します。3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 議案第92号 むつ市議会議員
の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について質疑いたします。

今回の条例改正ですけれども、市職員の期末勤
勉手当の支給割合の引上げに伴って、市議会議員
の期末手当を引き上げることになっていま
すけれども、改めて確認ですが、市職員の支給割
合の引上げになぜ連動する形で市議会議員の期末
手当を上げるのか、その根拠をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

むつ市議会議員の期末手当の引上げにつきまし
ては、県において特別職並びに議員の期末手当の
率を引き上げることから、それに準ずるものでご
ざいます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 県の条例と市の条例は別々な
ので、分かりましたけれども、職員の給与と議員
報酬というのは、もちろん全くの別物です。なの
で、職員の例に倣って連動する必要は必ずしもな
いと思います。議員報酬と職員の給与というのは
全くの別物ですので、手当を引き上げるのであれ
ば、報酬審議会などに諮って真っ正面から議論す
ればいいのではないかなというふうに思っており
ます。

次のお尋ねですけれども、市職員は期末勤勉手
当の引上げとともに、当然ですが、給与月額も引
上げになっています。議員の期末手当を引き上げ

る理由が、職員の例に倣うとこれまでやってきま
したけれども、そういうことであれば期末手当だ
けでなくて、議員報酬本体も引き上げないと論理
的に整合性がないのではないかなと思いますけれ
ども、議員報酬を上げずに期末手当だけ引き上げ
る根拠は何でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 先ほどもお答えいたしま
したけれども、議員の今回の引上げにつきましては、
青森県議会議員の期末手当支給条例という条
例がございまして、そちらのほうで支給率の改正
を行ったということに基づいて、当市も議員の期
末の手当を上げるということとして、報酬等につ
いては別の案件と捉えていただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 県議会議員のということだ
すけれども、それもあくまで本来は別物ですよ
ね。むつ市議会はむつ市議会、県議会は県議会
ですので、必ずしも県議会に倣う必要も当然ない
と思います。

結局は、これまでそうやってきたからという慣
例でしかないかなというふうに思うのですけれ
ども、説明責任を市民の方に果たせれば、誰も
が納得できる明確な説明ができれば、慣例でも
いいとは思うのですけれども、これまでそうや
ってきたからというだけでは多分説明責任は果
たせないと思いますし、これまで惰性でやっ
てきたものを改めるのも議会の仕事だと思っ
ていまして、特に今政治家のお金の問題に関
しては市民の目が厳しいですので、明確な根
拠がない状態で自分たちのボーナスを引き
上げるようなことがあれば、議会の信頼を損
ないかねないかなというふうに感じていま
す。

最後のお尋ねです。今回期末手当の支給割合
が100分の10になっています。この100分の10の根拠

なのですけれども、恐らく市職員の引上げ幅が期末手当100分の2.5、勤勉手当が100分の7.5で100分の10だと思っております。繰り返しますけれども、議員の手当というのは勤勉手当がないので、期末手当だけです。職員の例に倣う必要がないので、必ずしも勤勉手当分を加味する必要もないと思っております。もし例に倣うのであれば、期末手当の分だけ、100分の2.5だけ上げれば良いと思っておりますけれども、勤勉手当の分も含めて引き上げる根拠をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

先ほどもご説明申し上げておりますけれども、県の条例が0.1か月分引き上げたということに伴いまして、むつ市議会議員の手当につきましても0.1か月分上げるということになっております。これによりまして、やはり近隣の自治体との公平性を保ち、逆に住民の方からの理解を得られやすいものと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第93号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第27 議案第93号 むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第93号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第94号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第28 議案第94号 令和7年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 給与費の5億7,855万円ほどを捻出しなければいけないということで、この財源を捻出するのは本当に大変だったろうなというふうに感じています。

そこで、ちょっと歳入の部分で2点ほどお聞きしたいと思うのですが、法人市民税、固定資産税が1,160万円ということで、この決算見込みのま

ずは根拠をお聞きしたいなと思います。
そして、もう一つ、地域振興基金繰入金、これの設置目的とか基金の処分を見ると、今回の財源として充てるのが、処分するのが妥当なのかどうかというのに関して一部ちょっと疑問がありますので、その辺のところをお知らせ願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） まず、法人市民税、固定資産税の増額の見込みとなった理由についてお答えいたします。

法人市民税が増額の見込みとなった理由といたしましては、主に市内事業者の増収により、法人税割分が増加となったものでございます。

また、固定資産税が増額の見込みとなった理由といたしましては、主に償却資産分の増加でございまして、市内事業者の設備投資の増加によるものでございます。

法人市民税及び償却資産につきましては、納税義務者からの申告を基に課税するものでございまして、その申告を基に今年度の見込みを積算したところ、増額の見込みとなりましたことから補正するものでございます。

次に、地域振興基金繰入金処分の妥当性についてお答えいたします。このたびの補正予算におきましては、人事院勧告等により消防費の常備消防費負担金における消防職員の人件費も増額しております。

電源立地地域対策交付金を原資とする地域振興基金繰入金につきましては、基金の使用目的として消防職員の人件費に充当することとしておりますことから、このたびの歳出の増に併せ基金の取崩しを行うものでございます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第95号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第29 議案第95号 令和7年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、19番佐賀英生議員。

○19番（佐賀英生） 議案第95号について質疑いたします。

いろいろ福祉灯油とか全部、全体を通しての質疑になりますが、まずは配布物、何を配布するのか、チケットだと思うのですけれども、いつ配布するのか、その配布方法、それに関わる事務経費がどれくらいか、その全体に対して、パーセンテージでもいいですし、割合でもいいですし、まずこの4点をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） このたびの補正予算として計上させていただいた3つの事業のうち、まず非課税世帯に1世帯当たり5,000円の灯油購入費用を助成する……

○議長（富岡幸夫） 暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまは、緊急地震速報のため暫時休憩いたしました。続行いたします。

それでは、財務部長答弁を……津波注意報が発令されました。

改めて暫時休憩いたします。

午前 1 時 5 3 分 休憩

午後 3 時 0 0 分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第29 議案第95号 令和7年度むつ市一般会計補正予算、佐賀英生議員の質疑から再開をいたします。それでは、19番佐賀英生議員。

○19番（佐賀英生） 議案第95号について、全体的に質疑させていただきます。

まず、大体これは券だとか、灯油とか、そういう感じかと思うのですけれども、この配布物、配布物といいますが、配るやつです、チケットか何か分かりませんが、そのまず1つ配布時期、配布方法、これが何なのかと、そして全体的にこの配布物に係る経費、印刷するのか封筒なのか、もろもろのものがあろうかと思いますが、その4点についてをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） このたび補正予算として計上させていただいた3つの事業の内容と配布方法についてお答えいたします。

まず、非課税世帯に1世帯当たり5,000円の灯油購入費用を助成する福祉灯油購入費助成事業についてであります。令和6年度に実施いたしました低所得者世帯向け給付金を支給する際にご登録いただいている口座がある場合には、その口座にプッシュ式での支給を予定しており、それ以外の世帯には申請書類を提出いただいたの振込を予

定しております。

次に、子育て世帯に対し、こども1人当たり一律2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業についてであります。市から児童手当を受給している方々については、その口座にプッシュ式での支給を予定しており、そのほか公務員などの方々については申請が必要となりますので、申請口座への振込を予定しております。

次に、市民1人につき5,000円の商品券を発行する物価高騰重点支援事業については、郵送による配布をすることとしております。

配布の時期と事業費につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） 私からは、福祉灯油の事業についてお答えいたします。

まず、開始時期でありますけれども、私どもは現金の振込になっておりまして、先ほど財務部長答弁ありましたとおり、プッシュ式、把握している口座があればプッシュ式、それ以外の方に関しては申請書類を提出していただきますが、プッシュ式のほうですけれども、およそ全体9,000世帯のうち8,000世帯程度はプッシュ式でできると思いますので、その世帯の方々には2月中には振込を終えたいと考えております。

なお、申請のほうにつきましては、順次取り急ぎ事務を進めますが、3月中には全て振込を終える予定と考えております。

それから、事業費のうちの経費ということでしたけれども、福祉灯油の助成事業ですが、全体経費は5,252万9,000円ですけれども、例えばコールセンターの委託料ですとか郵便料を含めまして、諸経費については752万9,000円となりますので、およそ14%が諸経費の率となっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 迅速にプッシュ式というのが大変便利みたいですね。

最後1つとして、さっき答弁の中でプッシュ式が9,000世帯のうち8,000世帯、7,000世帯でしたか。登録しないという方は、あえて登録していないのかということをもとに1点と、経費の部分なのですけれども、やはりプッシュ式にしたことによってかなり軽減されていると思うのですけれども、送付となりますと、やっぱりどうしても少し送料とかいろいろかかると。何かもう少しいいアイデアといいますか、町内会で協力してもらおうとか、もろもろあろうと思うのですが、それに創意工夫をして経費を安くしようと知恵を使っていくのもいいかと思うのですが、何がいいかというのは別として、その知恵も使っていったほうがいいのではないかという2点について、再度お尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

町内会などを活用した配布方法ということでございますけれども、町内会などを通じて配布する場合は、町内会長や町内会の方々に商品券の配布ですとか、どなたに渡したかという確認など、多大な負担が発生するものと考えております。

また、町内会などを通じた配布の際に、配布漏れ、誤配布などのトラブルが発生するというリスクも考えられますことから、これらの点を考慮いたしますと、町内会を通じての配布というよりも、郵便局などを通じて配送するほうが、市民の皆様にとっても公平かつ安心な方法であるというふうに認識しております。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） 私からは、冒頭のお尋ねの9,000世帯のうち1,000世帯の件についてお答えいたします。

これまでも毎年のように、このような経済対策

の給付金というものは行われておりまして、既に私どもとしては公金の振込口座等の一定の口座情報というものは把握しております。そして、9,000世帯のうち8,000世帯については、その情報は現状使えるものというふうな見込みとなっておりますが、残りの1,000世帯については、例えば令和7年1月1日時点のものなので、その後転入した方ですとか、あるいは新たに非課税となった方ということについて、令和7年の申告後の情報をこれから把握しなければいけないということになりますので、その分で確認作業が必要になる世帯がおよそ1,000世帯であろうというふうな形で見込んでおります。

○議長（富岡幸夫） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 補正予算につきましては、質疑をさせていただきます。

今年7月の参議院選挙での最大のテーマがこの物価高騰対策ということだったと思います。それから5か月弱ということで、ちょっとスピード感には不満があるものの、一般会計の歳出でいくと、18兆3,000億円の補正予算が11月末に閣議決定されて、今週の月曜日から国会で審議入りして、昨日衆議院のほう通過したのでしょうか。

中身を見てみますと、一部には個人的には不要不急なものがあるというふうに感じておりますが、この重点支援地方交付金2兆円には大きな期待を寄せているところであります。

それで、現在聞こえているところによりますと、国において電気、ガス料金の支援として1月から3月、標準世帯で7,000円程度の負担軽減、あと先ほどもありましたけれども、子育て応援手当として児童手当に1人当たり2万円の上乗せ、青森県においては9月補正予算で既に子育て世帯へ配布を決めている県産米購入券の金額を2倍に増額

し、こども1人当たり電子クーポンだと1万円、お米券だと8,800円を提供するということが決まっているようです。

また、生活困窮世帯、住民税非課税世帯の経済的負担を軽減するため市町村が実施する先ほど来ありました灯油購入助成事業への支援として、1世帯当たり最大7,000円のうち、県が半額支援するというふうなことが決まっているようであります。

そこで、今回のむつ市としての取組なのですが、その事業の詳細につきましては、今佐賀議員がお聞きしましたので、理解をいたしました。そこで、今回の事業規模でいくと、恐らくこれで終わりではなくて、この後も多分準備ができ次第いろいろな形で出てくると思われるのですが、そこでこの重点支援地方交付金、これ令和5年からの交付金だと思いますけれども、これまで例えばむつ市が行った事業、また今回も含めまして、どういうふうな事業に使えるのかのあたりをお聞きしたいと思います。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（富岡幸夫） 質疑の途中ですが、大変失礼しました。

この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

18番佐々木隆徳議員を指名いたします。

○議長（富岡幸夫） それでは、答弁願います。財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、これまでむつ市で行った事業についてでございますが、令和6年度においては燃料費支援事業、高等学校通学費補助事業、ごみ袋配布事業等を実施しております。令和7年度においては、

キャッシュレス決済、ポイント還元事業、水道料金の減免、物価高騰対策、むつ市雇用確保事業等に充当しております。

次に、活用できるメニュー、項目についてでございますが、国の補正予算で予定されております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における推奨事業といたしましては、生活者支援として食料品の物価高騰に対する特別加算となる施策のほか、物価高騰に伴う低所得者、高齢者、子育て世帯への支援、消費下支え等を通じた生活者支援などが挙げられるほか、事業者支援として中小企業、小規模事業者の賃上げ環境整備や農林水産業における物価高騰対策などが示されており、それらの目的に合った施策について、各自治体で検討することとなっております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今もご説明の中にありましたけれども、食料品の価格高騰対策ということで、たしか特別枠で4,000億円ほど今回の補正では入っているかと思うのですが、そうしますと恐らく今後まだまだ幾らかのメニューが準備でき次第出てくると思うのです。多分検討中だとは思いますが、特にこの食料品の価格高騰対策について、もし現在検討している施策について、こんなの検討していますなどというものを、もしお話しできるのであればお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 今回提案させていただいております商品券、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨メニューの中の一番上に生活者支援、食料品の物価高騰に対する特別加算の例の一番最初に商品券ということでもありますので、いわゆる食料品の物価高騰対策として今回商品券を出させていただいているということでございます。

全国的には国会でかなりお米券が議題が上がっ

ておりまして、当市でもお米券も検討させていただきましたけれども、中村議員からご紹介いただきました青森県で既に子育て世帯にお米券の配布事業もありますことから、今回物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の生活者支援、事業者支援、それぞれ事例がありますけれども、この商品券は商工会議所で発行する商品券になりますので、地元の企業の皆さんに必ず落ちていく事業になりますので、市民の皆さんには食料品をはじめとする物価高騰の支援、また中小企業の事業者支援にもつながりますので、そういったことで今回提案をさせていただいております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） そうしますと、1つだけ確認させていただきたいのですけれども、まだまだメニューありますよということで、でき次第、年明けになろうかと思うのですが、私たちのほうに示していただけるというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど財務部長から令和6年度、令和7年度の事業をご紹介させていただきましたけれども、例えば今年度、令和7年度に実施いたしましたキャッシュレス決済ポイント還元事業も、令和6年度の地方創生の交付金を当初予算で計上して、令和7年度で実施している例もございますので、当初予算も含めて継続的に、今商品券やらせていただいて、前年度もごみ袋の配布事業等も時期をずらして市民の皆さんに恩恵を感じていただけるようにはさせていただいておりますので、時期につきましては今後検討してまいりたいと思います。

交付金の額も国会の中で審議している途中でありまして、通達がない状況でありますので、金額を聞き次第、改めて議会の皆さんに補正予算という形で、計上の時期は、上程する時期は今後検討

してまいりたいと思いますけれども、示していきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◇報告第30号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第30 報告第30号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第30号の質疑を終わります。

報告第30号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第31号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第31 報告第31号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第31号の質疑を終わります。

報告第31号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第32 議員派遣について

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第32 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、下北管内原子力施設視察及び広報広聴委員会視察研修に出席させるため議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配信しております資料のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま決定されました議員派遣の記載事項に変更等が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。12月15日は常任委員会のため、12月16日から18日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、明12月13日及び14日までは休日のため休会とし、12月19日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時19分 散会